

1 各施設の利用料金（神戸市立文化センター条例第6条第1項の規定により規則で定める施設を除く）

(1) 東灘区文化センター

ア 専用使用の場合

●利用料金表（令和9年4月1日以降のご利用、ただし、大ホールは令和9年5月1日以降のご利用）

室名	定員 (名)	面積 (㎡)	利用料金（円）							
			予約の申込							
			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (17:30~21:00)	1時間延長料金 (21:00~22:00)	午前~午後 (9:00~17:00)	午後~夜間 (13:00~21:00)	終日 (9:00~21:00)	
大ホール (うはらホール)	650	798	28,500	38,000	33,300	9,500	59,800	64,100	84,800	
室名	定員 (名)	面積 (㎡)	抽選予約の申込							空き枠予約
			午前 (9:00~12:00)	午後①		午後② (16:00~18:00)	夜間 (18:00~21:00)	終日 (9:00~21:00)	1時間につき	
				平日・土曜 (12:00~16:00)	日祝日 (13:00~17:00)					
会議室1	48	98	4,800	6,400	6,400	3,200	4,800	19,200	1,600	
会議室2	30	67	3,300	4,400	4,400	2,200	3,300	13,200	1,100	
会議室3	20	56	2,700	3,600	3,600	1,800	2,700	10,800	900	
会議室4	20	49	2,400	3,200	3,200	1,600	2,400	9,600	800	
会議室5	20	44	2,100	2,800	2,800	1,400	2,100	8,400	700	
料理教室	36	91	5,850	7,800	7,800	3,900	5,850	23,400	1,950	
和室	20	40	2,100	2,800	2,800	1,400	2,100	8,400	700	
衣服文化室	24	60	3,300	4,400	4,400	2,200	3,300	13,200	1,100	
多目的ホール	100	185	9,150	12,200	12,200	6,100	9,150	36,600	3,050	
音楽室	25	77	4,200	5,600	5,600	2,800	4,200	16,800	1,400	
視聴覚室	20	51	2,700	3,600	3,600	1,800	2,700	10,800	900	
美術室	24	57	3,150	4,200	4,200	2,100	3,150	12,600	1,050	
陶芸室	24	64	3,450	4,600	4,600	2,300	3,450	13,800	1,150	

※空き枠予約でのご利用は、2時間以上のお申込みが必要です（1時間での利用はできません）。

イ 個人使用の場合

●利用料金表（令和9年4月1日以降のご利用）

施設名称	利用料金（円）	
多目的ホール	1時間につき	200
和室		200
衣服文化室		200
美術室		200
陶芸室		200
音楽室		700
視聴覚室		450

2 施設を営利目的で使用する場合の利用料金

- (1) 物品の販売、展示、宣伝等の営業行為は、5倍の額を適用する。
- (2) 上記以外の営利目的に使用するとき、3倍の額を適用する。

3 附属設備の利用料金

施設名称	附属設備	利用料金	
東灘区文化センター	特殊照明器具	一式1時間につき	1,400円
	特殊音響装置	一式1回につき	2,700円
	グランドピアノ	1台1回につき	3,500円
	電気炉(20キロワット)	1台1時間につき	700円

備考

- 1 使用の回数については、ロッカーを使用する場合を除き、施設の利用料金の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の使用をもって1回、同表の午前・午後又は午後・夜間の使用をもって2回、同表の終日の使用をもって3回の使用とする。
- 2 グランドピアノの利用料金には、調律料を含まない。
- 3 中央区文化センターにおいては、スクリーン・プロジェクター、ミキサー、グランドピアノは、多目的ルームでの使用の場合のみ利用料金が発生する。

4 利用料金の納付

- (1) 施設の利用料金は、前納しなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
 - ア 国又は地方公共団体が使用するとき
 - イ 指定管理者がやむを得ないと認めるとき
- (2) 附属設備の利用料金は、使用するときまでにその全額を納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合はこの限りではない。

5 利用料金の減免

- (1) 次の各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除する。
 - ア 市が文化センターの事業として使用するとき 免除
 - イ 公共団体又は公共的団体が神戸市立文化センター条例第1条に規定する目的のために使用する場合において、指定管理者が必要があると認めるとき、利用料金の5割相当額の減額
 - ウ 公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、指定管理者が特に必要があると認めるとき、利用料金の5割相当額の減額
 - エ 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき、指定管理者がその都度定める額の減額又は免除
- (2) 上記(1)ウの利用料金の減額を受けようとする者は、申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、使用許可の申請と同時に指定管理者に提出しなければならない。

6 利用料金の返還

(1) 次のいずれかに該当する場合は、使用者に利用料金を返還することができる。

- ア 天災地変、不可効力その他使用者の責めに帰することのできない理由により、施設を使用できないとき全額
- イ 指定管理者が使用許可を取り消したとき全額
- ウ 大ホールの使用者が、使用日の6ヵ月前（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき 全額
- エ 大ホール以外の施設の使用者が、使用日の1週間前の日（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき全額
- オ 大ホールの使用者が、使用日の1ヵ月前（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき半額

(2) 神戸市立文化センター条例第10条第4項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、指定管理者の発行した使用許可証を添えて、指定管理者に提出しなければならない。